

福岡県漁業調整規則の一部を改正する規則

新旧対照表

福岡県漁業調整規則（令和二年福岡県規則第六十二号）

改正案	現 行
<p>(衛星船位測定送信機等の備付け命令)</p> <p>第五十条 知事は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは第四条第一項の許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機（人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であつて、次の各号に掲げる基準に適合するものをいう。）を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができる。</p> <p>一 三 略</p> <p>2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。</p> <p>第六章 罰則</p> <p>第五十七条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該違反行為をした者は、六月以下の禁刑若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 第三十三条第一項、第三十四条から第三十七条まで、第三十八条第一項若しくは第三項、第三十九条第一項若しくは第二項、第四十条から第四十二条まで、第四十四条第一項及び第二項、第四十五条第一項又は第四十六条第一項若しくは第二項の規定に違反したとき</p> <p>一 第三十三条第十三項において準用する第十三条第一項若しくは第二項又は第四十五条第四項若しくは第六項の規定により付けた条件に違反したとき</p> <p>二 第二十三条第一項（第三十三条第十三項において準用する場合を含む。）、第三十三条第十三項において準用する第二十二条第二項、第四十四条第三項又は第四十九条第一項の規定に基づく命令に違反したとき</p> <p>四 第四十五条第六項の規定に基づく岩礁破碎等の停止の命令に違反したとき</p> <p>2 略</p> <p>第五十八条 第二十五条第一項（第四十七条第八項において準用する場合を含む。）、第三十一条、第三十三条第十項又は第四十三条第一項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者</p>	<p>(衛星船位測定送信機等の備付け命令)</p> <p>第五十条 知事は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは第四条第一項の許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機（人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であつて、次の各号に掲げる基準に適合するものをいう。）を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができる。</p> <p>一 三 略</p> <p>第六章 罰則</p> <p>第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 第三十三条第一項、第三十四条から第三十七条まで、第三十八条第一項若しくは第三項、第三十九条第一項若しくは第二項、第四十条から第四十二条まで、第四十四条第一項及び第二項、第四十五条第一項又は第四十六条第一項若しくは第二項の規定に違反した者</p> <p>一 第三十三条第十三項において準用する第十三条第一項若しくは第二項又は第四十五条第四項若しくは第六項の規定により付けた条件に違反した者</p> <p>二 第二十三条第一項（第三十三条第十三項において準用する場合を含む。）、第三十三条第十三項において準用する第二十二条第二項、第四十四条第三項又は第四十九条第一項の規定に基づく命令に違反した者</p> <p>四 第四十五条第六項の規定に基づく岩礁破碎等の停止の命令に違反した者</p> <p>2 略</p> <p>第五十八条 第二十五条第一項（第四十七条第八項において準用する場合を含む。）、第三十一条、第三十三条第十項又は第四十三条第一項の規定に違反した者は、科料に処する。</p>

改正案	現行
は、科料に処する。	